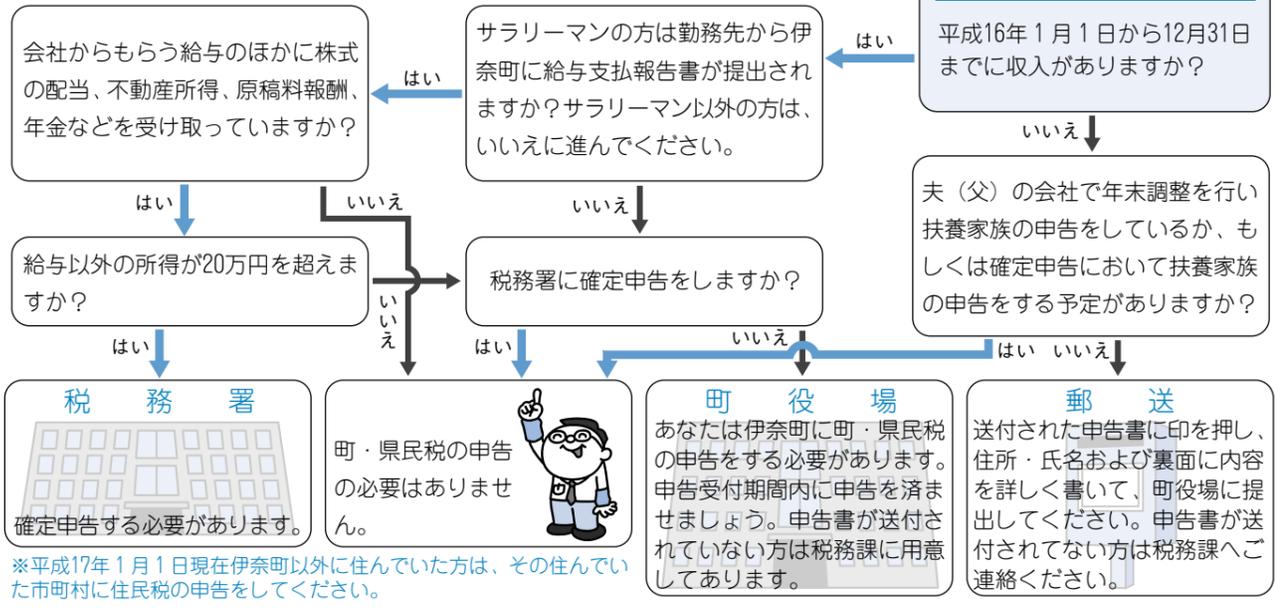


あなたは必要？町・県民税の申告



※平成17年1月1日現在伊奈町以外に住んでいた方は、その住んでいた市町村に住民税の申告をしてください。

町・県民税の申告時期が近づきました

申告はお早めに

◎町・県民税の申告は…
税務課町民税係
 ☎721-2111 ⑨2152

◎所得税の申告は…
上尾税務署 ☎776-8211

申告受付期間
 2月16日(水)～3月15日(火)

所得税の確定申告は、2月16日(水)から3月15日(火)まで受け付けします。

確定申告は、上尾税務署・上尾税務事務所会場で3月15日(火)まで受け付けします

町・県民税の申告受付日程 (受付時間9時～15時30分)

日	程	場	所	対象地区
2/16(水)	ゆめくる			小室1～4000番地
2/17(木)		小針新宿集会所		小針新宿全地区、寿1丁目
2/18(金)		光ヶ丘公民館		羽貴全地区、小針内宿全地区、寿2・3丁目
2/21(月)	ゆめくる			栄全地区
2/22(火)		総合センター多目的ホール		小室4001～6000番地
2/23(水)		総合センター多目的ホール		小室6001～9000番地、本町1丁目
2/24(木)		総合センター多目的ホール		小室9001～、本町2・3丁目
2/25(金)		総合センター多目的ホール		大針全地区、寿4・5丁目
2/28(月)～3/15(火)		役場3階第3会議室		全地区

お願い 駐車場には限りがあります。また、会場によっては駐車場のないところもありますので、車の利用はなるべくご遠慮ください。

申告書の取受等の受付を実施

いたします。申告納税制度の趣旨から確定申告等の書類には、ご自分で作成し郵送等で提出していただく「自書申告」を推進していますので、ご理解ご協力をお願いします。

自宅のパソコンからインターネットで24時間いつでも確定申告書の作成ができる、国税庁ホームページ『所得税の確定申告書作成コーナー』を設けています。
<http://www.nta.go.jp>
 所得税の申告等問合せ・申告書郵送先
【上尾税務署】 〒362-8504 上尾市大字西門前577 個人課税部門 ☎776-8211

町・県民税、所得税の申告の時期になりました。町・県民税の申告を町内各地(左記日程のとおり)で行いますので、なるべく指定された日に申告していただくようお願いいたします。また、指定された日に都合がつかない方も、できるだけ申告受付期間内(土・日曜は除く)にお早めに申告をしてください。

町・県民税の申告
申告が必要な方
 平成17年1月1日現在、町内に住んでいて(住民登録の有無に関係なく実際に町内に住んでいる方)、平成16年中に所得がある方で次のいずれかに該当する方。
 ①給与所得(パート、アルバイトの賃金を含む)で次に該当する場合
 (ア)勤務先から役場に給与支払報告書の提出がない方
 (イ)給与所得以外に家賃、配当、原稿料、年金等の所得があった方
 (ウ)2か所以上から給与を受けていた方
 (エ)医療費、雑損、寄付金

申告に必要なもの
 ①申告書(送付されたもの)
 ②印鑑
 ③給与所得者は源泉徴収票、または給与支払明細書
 ④平成16年中に支払った社会保険料(国民健康保険、国民年金など)の領収書または証明書、生命保険料や損害保険料などの支払額の証明書
 ⑤医療費控除を受ける方は医療費の領収書など
 ⑥障害者控除を受ける方は障害者手帳など
 ⑦その他申告に必要な関係書類
申告が必要のない方
 ①税務署へ確定申告書を提出する方
 ②給与のみの所得で勤務先から役場に給与支払報告書の提出がある方

などの控除を受けようとする方
 (オ)平成16年中に会社を退職した方
 ②公的年金等の所得があった方(公的年金等は雑所得として申告の対象になります)
 ◎収入(所得)がなかった方や療養中であつた方でも、税法上の扶養になつていない方は申告してください。

青色申告書納税相談日

受付時間 9時30分～12時
13時30分～15時30分

日	程	場	所	内容
3/1(火)				納税相談(申告書受理)
3/2(水)		商工会館		

◎申告書が届いていない方でも受付会場に用意してありますので、該当する方は必ず申告してください。町・県民税の申告は、児童手当や保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、期間内に忘れずに申告してください。